

吉田町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年8月10日

吉田町監査委員 藁科 武夫

吉田町監査委員 三輪美由紀

指定管理者等監査結果報告書
（別紙のとおり）

指定管理者等監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

記

第1 監査の対象

指定管理者北区自治会（公の施設：神戸集落センター）の令和4年度に執行された指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務、また、随時監査として総務課

第2 監査の着眼点

監査委員による指定管理者北区自治会の令和4年度に執行された指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の監査は、出納その他の事務の執行が当該指定管理業務委託事業の目的に沿って行われているかといった観点から監査するものである。

第3 監査の実施内容

指定管理者北区自治会の令和4年度指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の執行について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査をするとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行い、かつ施設及び備品の現物監査をした。

第4 監査の結果

1 指定管理者監査

指定管理者北区自治会の令和4年度指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監

査の対象となった当該指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の執行が当該指定管理業務委託事業の目的に沿って行われていると認められる。

2 随時監査

指定管理者に関する出納その他の事務に係る執行については、適正に執行されていた。

指定管理者等監査結果報告書

「吉田町監査基準」に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び吉田町監査基準第14条の規定により、その内容及び結果を次のとおり報告する。

記

第1 監査の対象

指定管理者北区自治会（公の施設：大幡会館）の令和4年度に執行された指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務、また、随時監査として福祉課

第2 監査の着眼点

監査委員による指定管理者北区自治会の令和4年度に執行された指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の監査は、出納その他の事務の執行が当該指定管理業務委託事業の目的に沿って行われているかといった観点から監査するものである。

第3 監査の実施内容

指定管理者北区自治会の令和4年度指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の執行について、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を受け、「吉田町監査基準」に準拠し、審査をするとともに関係職員に説明を求めた上で、監査を行い、かつ施設及び備品の現物監査をした。

第4 監査の結果

1 指定管理者監査

指定管理者北区自治会の令和4年度指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監

査の対象となった当該指定管理業務委託事業に係る出納その他の事務の執行が当該指定管理業務委託事業の目的に沿って行われていると認められる。

2 随時監査

指定管理者に関する出納その他の事務に係る執行については、適正に執行されていた。